

第4次職員数適正化計画

(平成 22 年 12 月)

上富良野町

第4次職員数適正化計画

1 これまでの職員数適正化計画の進捗状況

町では、平成8年度に「上富良野町行財政改革大綱（第2次）」を策定し、その大きな柱の1つとして「職員数適性化計画」をまとめ、以降、平成13年度からは第2次、平成18年度からは第3次に計画を改定しながら、同計画に基づき職員数の適性化に積極的に取組んできました。

事務事業の見直しやアウトソーシングの推進とあわせて、スタッフ制の導入など組織機構の見直しを進めながら、限られた職員で効率的な業務の遂行に向けた努力が進められ、計画がスタートした平成8年度時点の職員数268人から、73人（27.2%）が削減され、平成22年4月1日現在の職員数は195人となっています。

現行の第3次職員数適正化計画は、平成23年度当初における職員数を189人することを目標に策定されており、計画の最終年度を迎える今後の職員数の適正なあり方について、改めて整理していくことが求められます。

2 これからの中長期的視点での職員数適正化の考え方

これまでの職員数適正化の取組みは、極めて厳しい国・地方の財政状況を背景に、健全な財政運営に資するよう、いかに削減するかが目標となって進められてきたと言わざるを得ません。結果として前述のとおり、取組み当初に比して、職員数は3／4以下となり、人件費の大幅な削減が、持続可能な財政基盤の確立に大きく貢献したものと受け止めています。

今後の職員数の適正化にあたっては、効率的な行政運営は、継続的に取組んでいく課題であり、その達成に向けた取組みとあわせて、時代の要請や地域課題を捉え、町民全体で共有する「協働」をキーワードとしたまちづくりに向けて、責任ある行政運営を果たしていくための、体制を整えていくことが重要と考えます。

そこで、基本的な方向性として、将来の組織体制も考慮しながら、次の点に沿った取組みを進めていく事とします。

（1）退職者の対応方針

- ① 技能労務職員の退職は不補充を原則とし、必要に応じて定数外職員等による対応を図ることとする。
(免許職員の退職は、法令等による基準に定めのある場合は、その基準に応じて補充することを原則とし、それ以外にあっては当該業務（事業）の将来の運営方針に沿って、必要な対応を図ることとする。
(保育士及び介護士等については、中央保育所、ラベンダーハイツの将来の運営形態について現在検討中であることから、検討期間内における退職は、定数外職員での対応を原則とする。)
- ② 一般行政職の退職は、補充を原則とするが、単に退職数と採用（補充）数をイコールとするのではなく、効率的な対応策や時代の求める課題、将来の組織体制への責任等を考慮し、必要な対応を図ることとする。

(2) アウトソーシングの推進

地域内において公共サービスが向上されるよう、業務委託や指定管理者制度、パートナーシップなど、外部の力に委ねることが効率的かつ効果的と判断できるものは、積極的にその活用を図ることとする。

(3) I C T の推進

情報通信技術の進展に伴い、それらを有効に活用することで、電子申請など町民サービスの向上と、事務の効率化を進めることとする。

(4) 責任ある行政体制の整備

- ① 少子高齢化が一層進展することに伴い、きめ細かな保健、福祉、医療サービスの充実など、マンパワーが必要な分野においては、官民協働による多様なサービスを提供していくため、行政の担うべき役割を果たしていく。
- ② 地域主権（地方分権）型社会の構築に向けて、権限移譲への対応などに適切に対応していくための体制を整備していく。
- ③ 長期的な視点に立って、将来の世代に責任ある体制を整備していく。

3 計画期間と目標の設定及び条例定数の考え方

本計画の期間は、平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間とし、この間における職員数は、年次別推進計画に沿って、現行（H22.12.1 現在）の 193 人から 7 人を削減し、186 人（H28.4.1 当初）とすることを目標とする。

この目標値は、現時点（計画策定時の H22.11 月）で想定される内容から設定したものであり、組織機構の見直し計画など組織内で検討課題となっている内容や、国において制度化に向けて準備を進めている定年延長など、未確定のものについては反映していない。

このようなことから、条例における定数の設定については、平成 23 年度当初の職員数を基礎として、一定の変化要因に対応しうる柔軟性を持った内容で整理する必要があると考える。

職員数適正化計画の年次別推進計画

年度		平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			
部門(H22.12.1)		減	増	職員数	減	増	職員数	減	増	職員数	減	増	職員数	減	増	職員数	
一般行政	議会	3		3			3			3			3			3	
	総務	22	2	22			22	1	1	22			22			22	
	税務	6		6			6			6			6			6	
	民生	32	2	31		1	32	1	1	32	1		31	2	1	30	
	衛生	11		11			11	1	1	11	1	1	11			11	
	農林	12		12			12	1	1	12			12	1	1	12	
	商工	4		4			4			4			4			4	
	土木	10	2	8	2	1	7			7	1	1	7			7	
小計		100	6	3	97	2	2	97	4	4	97	3	2	96	3	2	95
特別	教育	15	1	14			14			14			14	1	1	14	
	小計	15	1	14			14			14			14	1	1	14	
普通会計		115	7	3	111	2	2	111	4	4	111	3	2	110	4	3	109
公営企業等	病院	46		46	1	1	46			46	1	1	46	1	1	46	
	水道	4		4			4			4			4			4	
	下水道	3		3			3			3			3			3	
	国保	4	1	1	4		4			4			4			4	
	介護	21		21	1	1	21			21	1		20	1	1	20	
	小計	78	1	1	78	2	2	78			78	2	1	77	2	2	77
合計		193	8	4	189	4	4	189	4	4	189	5	3	187	6	5	186
退職		6			4			4			5			6			
採用		2			4			4			3			5			
退職不補充対応		・定数外職員対応 △1 ・民間委託対応 △2 ・事務事業・職員配置の見直し △1			・社会福祉士の配置 +1 ・民間委託対応 △1						・定数外職員対応 △2			・定数外職員対応 △1			